二葉くすのき保育園

園 規 則

社会福祉法人 二葉保育園

二葉くすのき保育園園規則

(名称及び所在地)

- 第1条 社会福祉法人二葉保育園が設置するこの保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名 称 二葉くすのき保育園
 - (2) 所在地 調布市国領町3丁目8番15号 都営調布くすのきアパート1号棟

(施設の目的及び運営方針)

- 第2条 二葉くすのき保育園(以下「本園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々 受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
- 2 本園は、良質な保育の提供に当たっては、本園を利用する子ども(以下「園児」という。)の 最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供する よう努めるものとする。
- 3 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発 達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 本園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めるものとする。
- 5 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守し運営を行う。

(提供する保育の内容)

第3条 本園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、本園が定める全体的な計画に沿って保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については最低基準条例で定める配置基準以上とする。

なお、員数は園児の数により変動することがある。

- (1) 園長 1名
 - 園長は園の業務を統括し、会計事務,及び個人番号取扱い責任者としての事項に従事する。
- (2) 主任保育士 1名 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- (3) 保育士 21名 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 看護師 1名 看護師は、子どもの健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。
- (5) 栄養士 3名 栄養士は、子どもの栄養管理を行うとともに、給食業務に従事する。
- (6) 調理員 1名

調理員は、給食業務に従事する。

(7) 事務員 1名

事務員は出納職員として、園の会計の実務を執り行う。

(8) 用務員 1名

用務員は園内の環境整備等を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことが出来る。

(保育を提供する日)

第5条 本園が保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月 29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

- 第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。
 - (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者(以下「保護者」という。)が保育を必要とする時間。

なお、午前7時から午後6時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない事情により 保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。

なお、午前8時30分から午後4時30分までの範囲以外の時間帯において、やむ得ない 事情により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から 午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。

(利用者負担)

- 第7条 保護者は、その保護者が居住する市町村の定める保育料を当該市町村に支払うものと する。
- 第8条 第2号認定児(3歳児~5歳児)の保護者は、令和1年10月1日より、国の定める給食 費一人当たり4,500円を当該施設に支払うものとする。

(利用定員)

第9条 本園定員は100名とし、その内訳は次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5 歳児	計
2号・3号	10名	12名	18名	18名	42名	100名

2 ただし、年度によっては運用定員を実施することがある。

(利用の開始及び終了に関する事項)

- 第10条 本園は、市町村から保育の実施について委託を受けた時には、これに応じるものとする。 園児が次のいずれかに該当する場合保育の提供を終了する。
 - (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき
- (3) 調布市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 第11条 本園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、 当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を 講じる。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、調布市及び当該園児の保護者等に連絡するととも に、必要な措置を講じる。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因 を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 本園は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を 定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するととも に、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

(平等の原則)

第13条 本園は、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分並びに保育料の負担の有無及 び額により差別的取り扱いをしない。

(守秘義務)

第14条 本園は、一人一人のプライバシーを保護するため、正当な理由なく保育を通して知り 得た個人の情報や秘密を漏らしてはならない。

(虐待の防止のための措置)

第15条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の 整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する 平成30年4月1日 改訂(提供する保育内容) 令和1年10月1日改訂(利用者負担) 令和4年8月24日改訂(利用定員)